

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部科室及びセンター名	担当名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部 脳神経センター 脳神経外科・脳卒中外科 脳血管内治療科	

		がんセンター																								
放射線治療科	麻酔科	歯科口腔外科	泌尿器科	皮膚科	頭頸部外科	婦人科	形成外科	整形外科	脳神経外科	胸部外科	呼吸器内科	消化器外科	内視鏡科	消化器内科	精神腫瘍科	緩和ケア科	乳腺外科	乳腺腫瘍内科	血液内科	事務局	地域医療連携・入退院支援センター	医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室	看護部	神経内科・脳卒中内科
																				管理部	業務部	総務・職員担当	会計担当	管財担当	医事・経営担当	用度担当

看護部	臨床工学部 栄養部 薬剤部 検査技術部 放射線技術部 保健発達部 臨床研究部 外傷診療科 救急診療科 集中治療科 歯科 病理診断科 麻酔科 耳鼻咽喉科 眼科 泌尿器科 皮膚科 心臓血管外科 脳神経外科 形成外科 整形外科・リハビリテーション科 外科 放射線科 循環器科 神経科 精神科 遺伝科 血液・腫瘍科 感染免疫・アレルギー科

第九条第一項の表を次のように改める。

病院							組織
地域医療連携センター	脳神経センター	循環器・呼吸器センター	感染管理室	医療安全管理室	TQM推進室		
地域医療連携センター長	脳神経センター長	副病院長	感染管理室長	医療安全管理室長	TQM推進室長	付センター	職
上司の命を受け、当該機関が分掌する業務を掌理し、その事務を指揮監督する。	上司の命を受け、脳神経センターの業務を掌理し、その事務を指揮監督する。	病院の事務のうち、あらかじめ指 定された事務に係る職員の担任する 事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、感染管理室の事務を掌理し、その事務を処理するた め、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、医療安全管理室の ため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、TQM推進室の事 務を掌理し、その事務を処理するた め、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、センターの特定事 務に従事する。	職務

									がんセンター
図書館	臨床腫瘍研究所	緩和ケアセンター	地域連携・支援センター	治療管理室	周術期センター	低侵襲手術センター	希少がん・サルマセンター	総合診療センター	
図書館長	臨床腫瘍研究所長	緩和ケアセンター長	地域連携・支援センター長	治療管理室長	周術期センター長	低侵襲手術センター長	希少がん・サルマセンター長	総合診療センター長	副病院長
上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、緩和ケアセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、地域連携・支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、治療管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、周術期センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、低侵襲手術センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、希少がん・サルマセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、総合診療センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	病院長を助け、総合診療センター、低侵襲手術センター、周術期センター、治療安全管理室、感染管理室、放射線科、TQM推進室、感度管理室、臨床安全管理室、支援センター、緩和ケアセンター、病局の事務を除く病院長からの事務の監督及び整理の担任する事務を監督し、事務を整理する。

科	部	事務局		小児医療センター							
				精神医療センター				小児医療センター			
				企画政策医療室	副病院長	支援・地域連携センター	治療管理室	遺伝診療センター	小児がんセンター	移植センター	副病院長
科長	部長	副局長	局長	企画政策医療室長	副病院長	支援・地域連携センター長	治療管理室長	遺伝診療センター長	小児がんセンター長	移植センター長	副病院長
上司の命を受け、科の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	局長を助け、事務局の事務を整理する。	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、政策医療企画室の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	院長を助け、政策医療企画室、病院長を助け、感染管理室、臨床安全管理室及び事務局の事務を除く。また、その監督及び整理する。	上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、治療管理室の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、遺伝診療センターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、小児がんセンターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、移植センターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。	院長を助け、移植センター、遺伝診療センター、臨床安全管理室、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。